

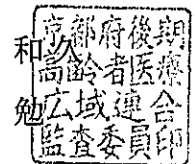
京都府後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

定期監査結果について

地方自治法第292条において準用する同法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和5年1月25日

京都府後期高齢者医療広域連合監査委員 川村  
京都府後期高齢者医療広域連合監査委員 片岡



## 京都府後期高齢者医療広域連合定期監査結果報告書

### 1 監査執行年月日

令和4年10月31日(月)から令和4年12月20日(火)まで

### 2 監査の対象

京都府後期高齢者医療広域連合が令和4年度に締結している、調達等の契約(契約書及び請書の作成を省略した契約を除く。)に係る事務(入札事務を除く。)

### 3 監査の方法

財務に関する事務の執行のうち、「2 監査の対象」に掲げる本広域連合における調達等の契約に係る事務について、その事務が関係法令に則し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、監査に当たっては、関係帳簿、証拠書類等の審査及び口頭による質問調査を行った。

### 4 監査結果

#### (1) 支出負担行為の決定に係る状況

支出負担行為票及び支出負担行為票兼支出命令票における、支出負担行為の根拠となる添付書類の有無の確認、支出負担行為額と見積書等との照合及び専決者の確認などの結果、概ね適切に処理されていた。

しかし、次の改善を要する事象があった。

#### 【指摘事項】

支出負担行為票等において、承認者の押印が漏れているものがあった。

また、支出負担行為額が50万円未満の事案で専決者が課長であるにもかかわらず、事務局長による決定を行っているものがあった。

専決規程に基づき専決者を適切に確認するとともに、支出負担行為票等での押印を遺漏なく行われたい。

#### 【意見】

支出負担行為票と支出負担行為票兼支出命令票のどちらかが起票されていたが、いわゆる「使い分け」に当たっての考え方が明確でなかった。

今後、各票の起票に当たっての考え方を整理されたい。

#### (2) 契約に係る状況

契約に係る状況については、主に契約書等の記載内容、随意契約理由の該当状況、予定価格調書作成及び添付状況、見積書の徴取及び添付状況、長期継続契約の状況、契約保証金の納入状況の監査を行った結果、次の改善等を要する事象があった。

## 【指摘事項】

### ① 契約書の記載事項、押印、必要関係書類の添付の状況

契約保証金に関する事項、契約代金の支払時期・方法に関する事項の不記載や契約書に広域連合長の押印がないものがあった。

また、契約書上、契約額を単価表で示すとしていたものの、単価表が添付されていないものがあった。

契約書への必要事項の記載、付属書類の添付及び代表者印の押印は、遺漏なく行われたい。

### ② 請書による契約の状況

請書による契約締結に係る決定書に要件への該当を示す記載がなかった。

決定書等に要件の該当号の記載を遺漏なく行われたい。

### ③ 随意契約に係る状況

#### ○ 随意契約理由に係る決定書等への記載がないものがあった。

随意契約を締結する際は、随意契約理由書の作成又は決定書等への記載を行うことにより、随意契約理由の適合状況を明らかにするように徹底されたい。

#### ○ 随意契約理由である地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当する契約（以下「少額随意契約」という。）について、決定書や随意契約理由書に少額随意契約を可能とする契約金額を定めた財務規則（以下「規則」という。）第86条各号のいずれに該当するかを示す記載がなかった。

決定書や随意契約理由書に要件の該当号の記載を遺漏なく行われたい。

#### ○ 予定価格調書の作成を要する事案で、その作成がされていなかった。

また、予定価格調書の作成省略要件には該当していたものの、決定書等に該当する号の記載がなかった。

規則第87条各号に掲げる作成省略できる事由以外は、契約締結前に予定価格調書を遺漏なく作成するとともに、作成省略した事案については、決定書や随意契約理由書にその該当する号を記載されたい。

#### ○ 特定人からの見積書徴取に係る要件の該当について、決定書等での該当する号の記載及びそれを証する書類がないものがあった。

決定書等に特定人からの徴取に係る記載及びそれを証する書類の添付を遺漏なく行われたい。

#### ○ 見積書徴取の省略要件に該当しない事案で、見積書徴取の形跡が確認できないものがあった。

省略要件を確認のうえ、遺漏なく見積書の徴取を行われたい。

### ④ 長期継続契約に係る状況

決定書等において、締結要件の該当号を示す記載がなかった。

決定書等に要件の該当号の記載を遺漏なく行われたい。

### ⑤ 契約保証金に係る状況

契約書においても、契約保証金を「免除」としているところ、決定書等において、契約保証金の免除を行った理由及び免除要件を掲げた規則第93条

第3項各号の適用に関して記載がなかった。

契約保証金の減免の適用に当たっては、免除の適正な運用並びに決定書等への適用理由及び要件の該当号の記載を徹底されたい。

#### 【意見】

##### ① 契約の相手方の書式による場合の契約書の状況

規則で契約書の記載事項が定められているものの、商慣行上、特に賃貸借契約の事案において、契約の相手方の契約書式による場合があり、規則に定める必要事項が記載されていないものが多く見受けられた。

実態を踏まえた規則の定め方、運用の在り方を検討されたい。

##### ② 随意契約理由の適合状況

随意契約の理由について、事案の実態等から適用した理由よりも他の理由の方が適していると思われる事案があった。

事案の実態により即した随意契約理由を適用されたい。

##### ③ 見積書の徴取の状況

規則では、随意契約を締結する際は、なるべく2者以上から見積書を徴さなければならないとされている。これは、随意契約の締結においても、より経済性を発揮させることをその趣旨とするところである。

特に、その趣旨が発揮できる少額随意契約の事案については、より可能な限り2者以上からの見積書の徴取に努められたい。

##### ④ 予定価格調書への押印状況

予定価格調書について、事務局長の押印があるものとなないものがあった。押印の要否に係る定めがないため、整理されたい。

#### (3) 履行確認に係る状況

履行確認に係る状況については、監督及び検査に従事する職員の資格適合状況並びに実施状況の監査を行った結果、次の改善等を要する事象があった。

#### 【指摘事項】

完了届の届出日と検査日が前後しているものがあった。

複数箇所への納品を要する場合、納品先の受取書を収受することが仕様書で定められているところ、当該受取書が履行確認書類に添付されていなかった。

検査日については、誤記がないよう徹底するとともに、仕様書に納品に関して特段の定めがあるものについては、遺漏なく業務の履行されるよう、受注者に指導を徹底されたい。

#### 【意見】

##### ① 検査員等の資格適合状況

複数の職員による履行確認が行われていたが、その構成が発注した職員とその直属の上司となっていた。

監督員、検査員及び履行確認する複数の職員は、規則及び検収事務取扱要綱（以下「要綱」という。）の趣旨から、それぞれの立場で牽制関係を機能させな

がら検査等を行うことを求められているところ、それぞれ役割とそれを位置付けられるべき職員が分かりにくい、例規の内容や実態となっていた。

検査員等の資格適合が明確になるよう、関係例規等の整理を図られたい。

② 検査の申請状況

賃貸借やライセンス使用に係る事案で、納品書又は完了届（報告書）による検査申請に係る書類の提出がないものがあった。

検査申請に係る書類の提出や検査自体が困難な事案について、検査手続及び方法に関して整理を図られたい。

③ 複数の納品先への履行確認の状況

複数箇所への納品を指示している事案の場合は、予め仕様書等に各納品箇所から受取書を徴取するなど定める等を整理されたい。

④ 検査調書等の作成及び長への報告の状況

賃貸借等の事案においては、検査調書等の書類がない又は請求書に履行確認印欄を設ける等の、他の多くの事案とは異なる対応がされていた。

また、検査調書又は履行確認書類が支出命令書に添付されていたものの、規則第96条第4項による広域連合長への報告であると認められる形跡が確認できなかった。

賃貸借等の書類の提出や検査自体が困難な事案に係る検査手続及び検査方法や上記意見①の内容も踏まえた検査調書による広域連合長への報告の具体的な方法を整理されたい。

(4) 支出命令に係る状況

支出命令票及び支出負担行為票兼支出命令票における支出命令の専決者の確認、請求書の記載事項、支出の執行状況を確認した結果、概ね適正に処理されていた。

しかし、次の改善を要する事象があった。

【指摘事項】

請求書について、請求書の印と契約書の印が相違（社印のみの押印の事象も含む。）しているものがあった。

請求書の印と契約書の印との照合を徹底するとともに、不適切な事象があった場合は請求書の提出者に対して、適切な対応を求められたい。